

基本手当日額の算出方法(H25.8～H26.7適用)

※離職日が平成15年5月1日以後の受給資格者

賃金日額 年齢	2,310 ～4,610	4,611 ～10,510	10,511 ～11,680	11,681 ～12,810	12,811 ～14,230	14,231 ～14,940	14,941 ～15,660	15,661～			
～29歳	賃金日額 ×0.8		$(-3 \times \text{賃金日額}^2 + 70,390 \times \text{賃金日額}) \div 70,700$		賃金日額 × 0.5		6,405円(上限額)				
30～44							7,115円(上限額)				
45～59							7,830円(上限額)				
60～64							※1欄外に	賃金日額 × 0.45		6,723円(上限額)	
65～							$(-3 \times \text{賃金日額}^2 + 70,720 \times \text{賃金日額}) \div 71,000$		賃金日額 × 0.5		6,405円(上限額)

※1 $(-7 \times \text{賃金日額}^2 + 126,670 \times \text{賃金日額}) \div 118,000 + 0.05 \times \text{賃金日額} + 4,204$ } のいずれか低い方の額

※2 基本手当の最低額 1,848円

基本手当の所定給付日数

①特定受給資格者の場合(③を除く)

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満			90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

②一般(特定受給資格者以外)の場合(③を除く)

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	120日	150日		

③就職困難な受給資格者

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	150日	300日			
45歳以上65歳未満			360日			

高年齢求職者給付金

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
支給額	30日分	50日分